

## 夏期ケータリングカー設置及び販売手数料仕様書

1. 設置場所 藤沢市鵠沼海岸6-12-1 藤沢市八部公園プール棟前
2. 期間 2019年7月1日(月)から2019年9月8日(日)まで  
(8月11日(日祝)を除く)  
※設置及び販売日は事前に予定表を提出し、調整の上決定するものとする
3. ケータリングカー  
食品販売 (生鮮食品・アルコール類の販売不可)  
販売価格 500円以内(税込)  
寸法形状 1台  
車体の全幅 2.5m以内  
車体の全長 5.5m以内  
車体の全高 2.5m以内  
※食品衛生責任者の資格取得者を設置すること  
※藤沢市保健所が発行する営業許可証を取得していること  
※今回新規に事業として行う場合は開業届出を提出すること(所得税法第229条に準ずる)
4. 手数料
  - ① お見積りの販売手数料についてはパーセントでお願いします。(下限10%)
  - ② 当財団の指定する方法により、臨時販売行為終了後2週間以内にお支払いいただきます。
  - ③ 手数料お支払日までに当該販売手数料明細書(売上個数・売上金・販売手数料記載のもの)を提出していただきます。
5. 管理保全、その他
  - ① 消防法を遵守すること。
  - ② 発電機・燃料等の危険物の取り扱いには十分に注意し、お客様の安全に務めること。
  - ③ 安全管理に務め、必要に応じて整理員等を配置すること。
  - ④ 販売物品に関するトラブル等には、販売者が全責任を持ち、誠意を持って対応すること。
  - ⑤ 店舗前にゴミ箱を設置・処理し、公園内には捨てないこと。
  - ⑥ ケータリング設置については、電気配線及び固定等万全を期し、美観等を考慮すること。
  - ⑦ 必要備品・電源等は、各自で用意すること。
  - ⑧ 公園内で承諾した以外の営業行為・販売行為は行わないこと。
  - ⑨ 施設等を破損した場合は、施設管理者に連絡をし、直ちに申請者の責任において現状に回復すること。
  - ⑩ 他の施設運営に支障をきたさないこと。
  - ⑪ 品目・価格を見やすいところに表示すること。
  - ⑫ 使用施設に関する条例・規則(藤沢市都市公園条例・同施行規則・同有料公園施設等使用)を遵守すること。
  - ⑬ 藤沢市地球温暖化対策実行計画の各取り組み項目を実施すること。
  - ⑭ 盗難、破損等に関して、施設事務所では一切の責任を負いません。
  - ⑮ その他、販売に関する詳細については施設管理責任者の指示に従うこと。

以上のことに留意し、万一これらが遵守されない場合は、期間中であっても販売を中止することがあります。

以上